

小笠原村新型コロナウイルス一掃期間協力金給付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小笠原村（以下「村」という。）における新型コロナウイルス感染症の拡大に対応するため、「村内新型コロナウイルス一掃期間」（以下「一掃期間」という。）を設定し、来島者や村民の行動制限を要請し、あるいはその要請に協力したことに伴い、売上の減少など経済的な影響を受けた事業者に対し、小笠原村新型コロナウイルス一掃期間協力金（以下「協力金」という。）を給付することについて必要な事項を定め、もって、村内事業者の事業の継続を支援することを目的とする。

(給付対象者)

第2条 協力金の給付対象者は、次の各号のすべてに該当する営利を目的とした法人又は個人事業者（以下「事業者」という。）とする。

(1) 次の業種にあてはまる事業を村内において生業として営む事業者であること

- (ア) 宿泊業
- (イ) アクティビティ関連業
- (ウ) 飲食業
- (エ) 販売業
- (オ) 製造・卸し業
- (カ) 農業・漁業
- (キ) その他の業種

(2) 事業者の提供するサービスの対象が、直接的に来島者や村民であること。なお、間接的に来島者や村民を対象とする製造・卸し業を含むものとする。

(3) 一掃期間に営業する予定であったこと。

(4) 一掃期間における売上が減少していること。

(5) 一掃期間後も、村内において継続して事業を営む意思があること。

(6) 事業者は、令和3年7月1日及び協力金を申請する日において、村内で継続して事業を営んでいること。

なお、個人事業者については、その代表である個人事業主が令和3年7月1日及び協力金を申請する日において、村に住民登録をしていること。ただし、村長がやむを得ない理由があると認めた場合はこの限りでない。

法人については、令和3年7月1日及び協力金を申請する日において、村内に事業所が存在すること。

(7) 個人事業者及びその代表である個人事業主又は法人及びその代表者が、令和3年3月31日において、それまでに村に納めるべき債務を有していないこと。

(8) 小笠原村暴力団排除条例（平成25年条例第3号）第2条第1号に規

定する暴力団又は同条第2号及び第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(給付の対象)

第3条 協力金は、村が一掃期間を設定したことにより生じた一掃期間における事業者の逸失した売上額を対象に給付するものとする。

ただし、逸失した売上額が算定できない場合は、逸失した売上相当額を対象に給付するものとする。

(給付の対象期間)

第4条 協力金の給付の対象となる事業者の逸失した売上額を算定する対象期間は、村が一掃期間として設定した令和3年8月24日から令和3年9月6日までの期間とする。

ただし、村が一掃期間の設定を広報した令和3年8月16日から一掃期間の始まる8月24日までの間に、その広報を受けて予約のキャンセルなど逸失した売上額が生じた場合は算定の対象とする。

(協力金の額の算定)

第5条 協力金の額を算定する基本的な方法は、次のとおりとする。

なお、事業者の業種・業態やその状況等の違いを考慮し、次の算定方法を基本としつつ、業種ごとの協力金の具体的な算定方法は村長が別に定める。

(1) 一掃期間中の逸失した売上額が算定できる場合

① 予約制度を導入し、その予約のキャンセルにより算定する場合

協力金の額は、キャンセルとなった売上逸失額の合計額に、村長が別に定める給付率を乗じて得た額とする。ただし、千円未満は切り捨てる。

② 上記①により算定することが困難な場合

協力金の額は、村長が別に定める方法により算出した一掃期間において見込まれていた想定売上額から、一掃期間中の実際の売上額を引いた額に、村長が別に定める給付率を乗じて得た額とする。ただし、千円未満は切り捨てる。

(2) 一掃期間中の逸失した売上額を算定することが困難な場合

協力金の額は、村長が別に定める方法により算出した一掃期間において見込まれていた想定売上額に、村長が別に定める給付率を乗じて得た額とする。ただし、千円未満は切り捨てる。

(協力金の給付申請)

第6条 協力金の給付を受けようとする事業者は、協力金申請書(様式第1号)に以下の書類を添えて、村長に申請しなければならない。

(1) 計算シート(様式第2号もしくは様式第2-2号)

必要に応じて加算分計算シート（様式第2-1号）

- (2) 誓約書（様式第3号）
- (3) 調査同意書（様式第4号）
- (4) 計算シートに記載した売上額の内容が確認できる書類等
- (5) 申請者の本人確認ができる書類

2 申請期間は、令和3年9月14日から令和3年10月29日までとする。

（協力金の給付決定）

第7条 村長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、協力金の給付の可否を決定するものとする。

- 2 村長は、前項の規定により協力金の給付を決定したときは、申請者に対し、協力金給付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。
- 3 村長は、第1項の規定により協力金の不給付を決定したときは、申請者に対し、協力金不給付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（協力金の返還）

第8条 村長は、次の各号のいずれかに該当すると判断したときは、給付決定の取り消しあるいは既に給付した協力金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により協力金を受けたとき
- (2) 協力金の申請に過誤があったとき
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたことが判明したとき
- (4) 一掃期間及び緊急事態宣言解除後に正当な理由がなく営業を再開しないなど、事業継続の意思を確認できないとき
- (5) その他、誓約事項が遵守されていないと判断するとき

2 村長は、前項の規定により協力金の給付決定の取り消しあるいは既に給付した協力金の全部又は一部の返還を命ずることを決定したときは、申請者に対し、協力金給付決定取消通知書（様式第6号）あるいは協力金返還決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（協力金の譲渡又は担保の禁止）

第9条 協力金の給付の決定を受けた事業者は、その権利を他の事業者等に譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（調査）

第10条 村長は、必要があると認めるときは、申請者及び関係機関に対し、調査を行い、又は報告を求めることができる。

（委任）

第11条 この要綱で定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項

は、村長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年9月14日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年9月14日に遡って適用する。

附則

この要綱は、令和3年9月14日に遡って適用する。